

平成28年7月19日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

蚊媒介感染症の診療ガイドラインについて

標記について日本医師会および大阪府より連絡がありました。

標記ガイドライン（第2版）については、平成28年3月16日付で貴会宛お送りいたしましたが、今般、国立感染症研究所において、本ガイドラインのジカウイルス感染症に関する知見のアップデートと診断基準等の改訂を行い、「蚊媒介感染症の診療ガイドライン（第3版）」として改訂がなされた旨、厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県等衛生主管部（局）宛事務連絡がなされました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会管下会員医療機関への周知方ご高配賜われますようお願い申し上げます。

なお、標記ガイドラインは以下の厚労省ホームページのアドレスに掲載されております。

【厚生労働省ホームページ掲載アドレス】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000130350.pdf>

大阪府医師会地域医療1課（担当：加藤）
TEL:06-6763-7012

蚊媒介感染症の診療ガイドライン（第3版）改訂のポイント

平成 28 年 7 月 14 日

国立感染症研究所

2016 年 3 月 11 日に蚊媒介感染症の診療ガイドライン（第2版）の発刊後、ジカウイルス感染症に関する知見が多数集積されている。このため、本診療ガイドライン（第3版）は、ジカウイルス感染症に関する知見のアップデートと診断基準の改訂を主たる目的として作成された。

主な改訂ポイントは、以下のとおりである。

- 1) ジカウイルス感染症に関する新たな知見として、ジカウイルス病の臨床像のほか、ジカウイルスと小頭症等の先天異常との因果関係等に関する情報が追加された。
- 2) ジカウイルス病の診断基準、ジカウイルス感染症の検査対象となりうる妊婦の要件に、性行為歴が新たに追加された。
- 3) ジカウイルス感染症の検査対象となる妊婦については、ジカウイルス感染症協力医療機関などの専門医療機関に紹介し、母子感染症を専門とし、適切なマネジメントが可能な医療機関における評価を経て、必要なジカウイルス検査を国立感染症研究所で実施することとした。
- 4) デング熱診断のための検査キットとして、新たに「デングウイルス抗原及び抗体 同時測定定性〈デングウイルス IgM 抗体・NS1 抗原〉」（イムノクロマト法）が保険収載された。

以上